

Title	周景王鑄錢説話批判
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.2 (1932. 7) ,p.1(147)- 11(157)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320700-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320700-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 周景王鑄錢說話批判

加藤 繁

春秋の末つ方、周の景王が大錢を鑄たといふことは、國語に見え、其の文を寶貨と云つたといふことは、漢書食貨志に見えて居るが、確かに景王の錢と認むべきものは、後世に傳はつて居ない。宋の洪遵の泉志<sup>一</sup>及び清の乾隆十六年の勅編に係る錢錄には、寶泉の文ある錢の圖を載せ、景王の錢に擬したれども、いづれも想像を以て描いたものらしく、古泉の蒐集及び研究の頗進歩した清朝末期の古泉家も其れを見ず、今日に於いても存在しない。錢錄には今一つ奇異の文ある古錢、今日一般に贖四化と讀まれるものを掲げ、「文字漫漶。細玩與寶貨二字相近。」と云つたが、嘉慶十九年に完成された初尙齡の吉金所見錄には、今日いふ所の贖化・贖四化・贖六化を載せ、之を寶化・寶四化、寶六化と讀み、やはり景王の錢と解した。然るに、馬昂の貨布文字考<sup>二</sup>には、此の文字を燕貨・燕四貨・燕六貨と讀み、周景王の錢とせずして燕國の貨と爲し、劉心源の奇觚室吉金文述<sup>四</sup>には贖化・贖四化・贖六化と讀み、景王の

錢でないことを詳論し、贗の意義に就いては「集韻十五卦。贗記物也。卽此泉所用義」と云つた。馬昂の説は此の錢が周の景王の錢でないことを道破した點に於いて多大の尊敬に値するが、しかし此の錢の面文の第一字を燕と讀むのは誤りで、此れは、劉心源の如く、贗と讀まなければならぬ。今日古泉家の間に於いては、贗と讀むのが殆定説と爲つて居る。但し劉氏の説いた意義には従はず、此の錢が山東から出土するに因つて、贗は齊の地名であらうと見て居るやうである。要するに、錢錄以來、一時、周景王の寶貨と見られた錢の文字は贗化・贗四化など、讀むべきであつて、寶貨ではなく、周景王の錢に擬すべきではないことは、今日では、既に明瞭に爲つて居り、而して他に景王の錢と見るべきものは一つも傳はつて居ないのである。併乍ら、周景王が大錢を鑄たといふことに就いては、馬昂・劉心源等の先達を首として何人も疑を挿まず、其の錢の文を寶貨と曰つたといふことも、三國の頃には否定するものがあつたが、今日では、反つて問題とせられないやうである。周景王が大錢を鑄、文を寶貨といつたといふことは、果して事實であつたらうか。下に少しく考察して見よう。

先づ景王が大錢を鑄たといふことを傳へた文獻を列舉して置かう。國語、周語下に曰く、

景王二十一年。將鑄大錢。單穆公曰。不可。古者天災降戾。於是乎量資幣。權輕重。以振救民。民患輕則爲之作重幣以行之。於是有母權子而行。民皆得焉。若不堪重則多作輕而行之。亦不廢重。於是乎有子權母而行。小大利之。今王廢輕而作重。民失其資。能無匱乎。若匱。王用將有所乏。乏則

將厚取於民。民不給。將有遠志。是離民也。且夫備有未至而設之。有至而後救之。是不相入也。可先而不備。謂之怠。可後而先之。謂之召災。周固羸國也。天未厭禍焉。而又離民以佐災。無乃不可乎。將民之與處而離之。將災是備禦而召之。則何以經國。國無經。何以出令。令之不從。上之患也。故聖王樹德於民以除之。夏書有之。曰關石飭均。王府則有。詩亦有之。曰瞻彼旱鹿。榛楛濟濟。愷悌君子。干祿愷悌。夫旱鹿之榛楛殖。故君子得以易樂干祿焉。若夫山林匱竭。林鹿散亡。藪澤肆既。民力彫盡。田疇荒蕪。資用乏匱。君子將險哀之不暇。而何易樂之有焉。且絕民用以實王府。猶塞川原而爲潢汚也。其竭也無日矣。若民離而財匱。災至而備亡。王其若之何。吾周官之於災備也。其所怠棄者多矣。而又奪之資以益其災。是去其藏而翳其人也。王其圖之。王弗聽。卒鑄大錢。

漢書食貨志下に曰く、

周景王時。患錢輕。將更鑄大錢。單穆公曰不可。云云〔周語の文の大意を揚ぐ〕弗聽。卒鑄大錢。文曰寶貨。肉好皆有周郭。以勸農澹不足。百姓蒙利焉。

又吳の韋昭の國語注に曰く、

○上 大錢者大於舊。其賈重也。唐尙書云。大錢重十二銖。文曰大泉五十。鄭後司農說。周禮云。錢始蓋一品也。周景王鑄大錢。而有二品。後數變易。不識本制。至漢唯五銖久行。王莽時。錢乃有十品。今存於民多者。有貨布大泉貨泉。大泉徑寸二分。重十二銖。文曰大泉五十。則唐君所謂大泉者。

乃莽時泉。非景王所鑄明矣。又景王至赧王十三世而周亡。後有戰國秦漢。幣物改轉不相因。先師所不紀。或云大錢文曰寶貨。皆非事實。云云。

右に掲げたやうに、景王が大錢を鑄たことを始めて傳へたのは國語であるが、しかし其の文を寶貨といつたことは國語には見えず、漢書食貨志に見えて居る。韋昭の國語注には「唐尙書云。大錢重十二銖文曰大泉五十。」と云ひ、景王の大錢の文を大泉五十と曰つたといふ唐尙書の説を擧げ、同時に鄭玄の周禮注〔周禮天官外府注〕を引いて、唐尙書のいふ所は王莽の大泉であつて、周の景王の鑄る所でないことを明にし、ついで、景王以後年を経ること久しく、幣物改轉して相因らず、先師唐尙書も之を詳にするを得なかつたこと、大錢の文を寶貨と云つたといふものもあるけれども是れ亦事實でないことを述べて居る。韋昭は漢書食貨志を参考したかどうか詳でないが、とにかく大錢の文を寶貨といふ説をも掲げて之を否定して居る。此の韋昭の注に依つても、此の頃即ち三國時代に、景王の大錢の實物と見るべきものが存在せず、之に就いて様々の不確實な解釋が行はれ、中には王莽の大錢を其れと見做すものもあつたことが知られる。因つて思ふに、班固が後漢の明帝章帝の頃、漢書を編纂する際にも、大錢の實物に寶貨の字様あるを見て、文曰寶貨と書いたのではなく、世に傳へる所を取つて、かく記したのに過ぎなからう。錢の名稱に寶字を用ひるのは、主として唐以後のことである。即ち唐に開通元寶・乾封泉寶・乾元重寶があり、五代に漢元通寶・周元通寶などがあり、此後歷代元寶・通寶等の文ある錢を鑄た。し

かし乍ら隋以前の錢には寶字を鑄込んだものは全く無い。但し王莽は其の定めた五種の貨幣を寶貨と名づけた。彼は、初め、大錢契刀・錯刀を鑄、五銖錢と合せて四種の貨幣を行つたが、頓て劉氏の劉字に金・刀の文あるが爲め、此の文を含む錯刀・契刀及び漢の遺制なる五銖錢を廢し、改めて錢貨六品・黄金・銀貨二品・龜寶四品・具貨五品・布貨十品を造り、總稱して寶貨五物といつた。從來貨幣は布・刀・泉・錢・貨・幣などと呼ばれたゞけで、寶と呼ばれたことはない。寶は、說文<sub>卷七下</sub>に、寶。珍也。从玉具。缶聲。と云ひ、珍即ち珍寶、言換へれば獲がたき貴重品と解釋されて居るが、先秦の古典及び金文に於ける用例に照らしても確かに左様である。例へば、詩、大雅、崧高の篇には、

○上 錫爾介圭。以作爾寶。○下 略

とあり、陽鼎の銘には、

陽作寶鼎。孫子寶其萬年。

とあり、乙公鼎の銘には、

乙公作尊鼎。子々孫々永寶。

とある。秦漢時代に於ても、寶の語がやはり貴重の物件を指し、銅貨幣の如き日常使用し、數多く存在するものを意味したのでなかつたことは、史記平準書論贊に、

及至秦中。○中 略 珠玉龜貝銀錫之屬。爲器飾寶藏。不爲幣。

周景王鑄錢說話批判(加藤)

とあるに依つても知られる。「尙ほ平準書の本文には白金稍賤。民不實用。とあるが、白金なればこそ實用と云つたので、銅錢には此かる言葉を使用して居ない。」而して王莽も、契刀・錯刀・五銖等を行つた際には、之を寶と呼ばず、龜貝等五物二十八種の貨幣を造るに及んで、龜甲を龜寶と云ひ他の、貨幣を錢貨・銀貨などといひ、龜寶の寶と、錢貨・銀貨等の貨とを取つて、之を總稱して寶貨と云つたのである。即ち貨幣の稱呼に寶字を用ひるのは、王莽に始まつたといふべきであるが、而も王莽と雖も、あらゆる貨幣を寶と稱したのではなく、正しく寶と名づけたのは龜甲のみであつて、其の中に龜甲あるが爲め、貨幣全體の名としても寶貨の二字を選んだのに過ぎない。而して是れ以前には、秦漢に於いても、又周代戰國時代に於いても貨幣特に錢を寶と呼んだことはない。されば景王の錢に寶貨とあつたといふことは首肯し難く、漢代三國時代に寶貨の文ある錢の存しなかつたことは當然と謂ふべきである。抑も王莽は周制に籍口して種々の改革を行つたが、貨幣に於ても同様であつて、漢書食貨志下には、

王莽居攝。變漢制。以周錢有子母相權。於是造大錢。云云。

と云つて居る。子母相權のことが國語周語景王二十一年の條に見えることは、既に引用した如くである。漢代に於いては唯だ一品の錢を行ひ、大小數種の錢を並び行ふことは無かつたので、王莽は周の景王の子母相權の法に則ると稱して、大錢其他を鑄造したのである。而して之が爲め、往々にして、王莽の貨幣制度と周の其れとは關係が深いやうに考へられ、遂に二者を混同するものも出で來つたやうである。

唐尙書が景王の大錢を「重十二銖、文曰大泉五十」と云つたのは明かに其れであるが、大錢の文を寶貨と曰つたといふ説も亦同様であつて、王莽が其の貨幣を寶貨と云つたところから、周の錢も亦寶貨と云つたものと考へ、遂に大錢の文をも寶貨といふに至つたのであらう。要するに、大錢の文を寶貨といふのは、王莽以後、後漢初期にかけて行はれた俗説であつて、漢書食貨志の大錢の文に關する記述は、此の世上の俗説を採用したのに過ぎないと見てよからう。

大錢の文を寶貨と曰つたといふ説の誤であることは上述の如くである。然らば周の景王が大錢を鑄たといふことは事實かといふに是れも亦頗疑はしい。國語周語を觀ると、景王が大錢を鑄ようとした時、單穆公が諫めた言葉を長々と掲げて居る〔上文參照〕。其の大意は「古は天災があつて物價騰貴し、貨幣の價値が下落する時は、現在の貨幣よりも重量多き貨幣を造り、現在の其れと大小二種並び行はれしめる。但し其の數量は、大なるもの〔言換へれば重量多きもの〕を小なるものよりも多くする。即ち大なるものを本位貨的に取扱ひ、小なるものを輔助貨的に取扱ふのである。是れを「母、子を權して行はる」と云ふ。若し貨幣價値が高きに過ぎて、物價が下落すれば、より小なる貨幣を増鑄し、其の數量を大なるもの、其れよりも多くする。是れを「子、母を權して行はる」と云ふ。かくして、小錢も大錢も俱に之を利用する。然るに今、王は小錢を廢して、大錢のみを行はうとする。かくては、民は其の資本を失つて匱乏に陥るであらう。若し民が匱乏に陥れば、王の財政は困難と爲り、隨つて租税を増すことゝな



り、民は之に堪えずして遠方に徙らんとする心を生ずる。是れ民をして離れしむるのである云々。」と述べ、次に、夏書及び大雅旱鹿の詩を引いて、民力盡き、田疇荒蕪し、資用が匱乏すれば、君子も易樂する餘地のないことを述べ、大錢を鑄るのを罷めんことを諷して居る。而して周語の記者は其の後に「王、聽かず、卒に大錢を鑄る」と云つて、此の一節を結んで居る。

右周語の文によるに、景王が大錢を鑄ようとした動機は殆理解しがたい。當時物價騰貴し、所謂物が重く幣が輕かつたのではなく、随つて大錢を造る必要は無かつたにも拘はらず、突然之を鑄造しようとしたやうである。而して之を發行するに當つては、從來の例では、大小並び行ひ、子母相權すべきであるのに、現に行はれつゝある小錢の流通を停止し、且つ之を大錢に引換へる道をも開かず、而して専ら新鑄の大錢のみを行はうとしたやうである。必要無き大錢を造り、かゝる亂暴な手段に訴へて之を行はうとしたのは何故であるか。而して單穆公が情理を盡して諫めたのにも拘らず、遂に之を斷行したのは何故であるか。周語の記者は單穆公の諫の言葉を述べて、詳細を極めたのに引換へ、大錢鑄造の企てられた理由、及び其の諫を排して斷行せられた理由に就いて毫も辨する所のないのは何故であるか。是れ吾等が周語の文を讀んで怪訝に堪えない所である。しかし乍ら退いて考へれば、此等は心ずしも怪しむに足らない。何となれば周語の此の條は、所謂子母相權の制度を適當に運用する方法を説き、且つ妄りに貨幣を變更するのは、民を苦しめ國を貧しうする所以であることを説く爲めに、周室衰亡史の一頁を

借り來つたのに過ぎないので、景王が眞に大錢を鑄造しようとしたのでもなく、又單穆公が眞に之を諫めたのでもないからである。史記循吏傳孫叔敖の條に、叔敖が楚の莊王の相と爲つた時の事を述べた中に、

莊王以爲幣輕。更以小爲大。百姓不便。皆去其業。市令言之相曰。市亂民莫安其處。次行不定。相曰。如此幾何頃乎。市令曰。三月頃。相曰罷。吾令之復矣。後五日朝。相言之王曰。前日更幣以爲輕。今市令來言曰。市亂民莫安其處。次行之不定。臣請遂令復如故。王許之。下令三日而市復如故。とあるが、此の記事も周語の記事と頗類似したもので、輕々しく小さき貨幣を改めて、大なる貨幣と爲すべきでないことを、明君賢相の事蹟に託したのか、若しくは莊王・孫叔敖の明君賢相であることを示す爲め、大錢小錢のことを借り用ひたものであつて、必しも莊王・孫叔敖にかゝる振舞があつたのではあるまい。又逸周書<sup>卷二</sup>大匡解には、文王が程に宅つた時、天の大荒に遭ひ、之が救濟の爲め、種々の施設を行つたことを述べた中に、

幣租輕。乃作母以行其子。

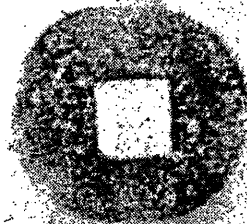
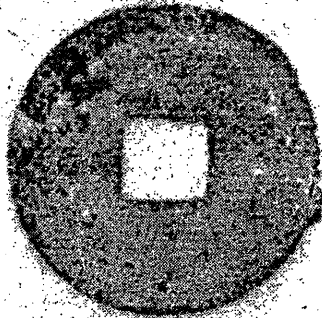
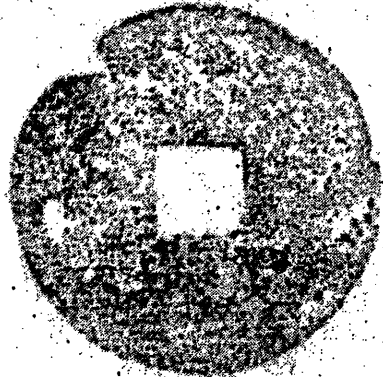
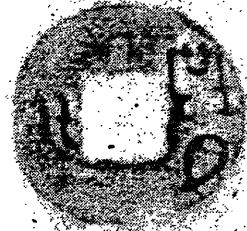
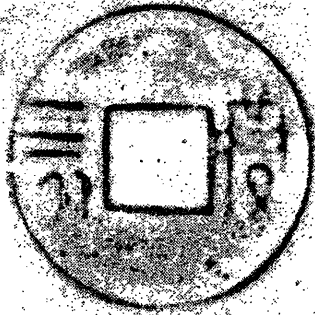
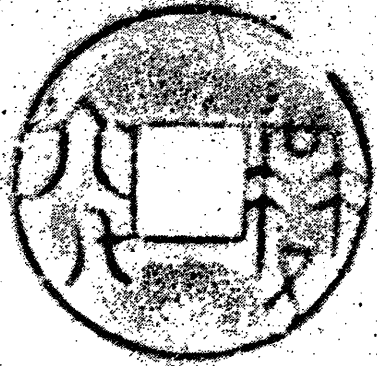
晋孔晁注。以貴重爲母。謂錢幣之屬。

易資貴賤。以均遊旅使無滯。云云。

とある。逸周書に就いては、宋の陳振孫の書錄解題<sup>卷二</sup>に、文體與古書不類。似戰國後人依倣爲之者。と云ひ、元の黃玠は、成章體製、絕不與百篇相似。亦不類西京文字。是蓋戰國之世。逸民處士之所纂緝以備私藏者。と云つて居るが、大體戰國時代の製作と見て差支無いものであらう。而して大匡解の中に、

文王が大荒に遭つた際の施設の一つとして「母を作りて以て其の子を行ふ」ことを挙げたのは、國語周語に、古は天災に際し、民の幣輕きを患ふる時、母子を權するの法を行ふとあるのに正しく一致するもので、恐らくは戰國の頃、此の如き學說が行はれ、逸周書の作者は之を採つて其の書を裝飾したまでの事だ、文王の時眞に斯様な施設を行つたのではない。而して周の景王が小錢を廢して大錢を行ひ、子母相權の法を無視したといふのも、楚の莊王が幣輕しと爲し、小を更めて大としようとしたといふのも、俱に此の學說に胚胎した作り話であつて、景王・莊王の時眞にかゝる事實の有つたのでないことは、猶ほ文王の時眞に子母相權の法を行つたのでないのと同轍であらう。

更に、今日存する刀布の實物を觀ると、刀には一品で大小數種あるものはない。尖足布・方足布も、通常、各其の大きさが略一定してゐるが、稀に一品で大小數種あるものもある。例へば、尖足布の晋陽布・大陰布・茲氏布・邪山布・蘭布、及び方足布の山陽布〔肩〕等には各大小二種がある。此等大小二種の布は同時に行はれたものか、將又前後の區別があるのか詳でないが、文字形製に甚しい差異があるのではないから、大體同時に行はれたものと見て差支ないであらう。但し以上の布は唯大さ、重さを異にするのみで、特に或文字を鑄出して之を示しては居ない。然るに方足布の安陰布〔肩〕に至ると大小二種の内、大なるものには表面向つて左の下部に二の字を鑄、其の一個が小なるもの、二個に當ることを示してゐるやうである。尙ほ方足布の中には、安邑半銜・安邑一銜・安邑二銜、及び梁半銜・梁一銜・梁二銜があつ



化 六 贖

化 四 贖

化 贖

て、安邑〔今の山西省河〕及び梁〔大梁、今の河〕に於いては、半銖・一銖・二銖といふ大中小三種の布を同時に鑄造行使したやうである。所謂乘馬幣には梁充銖五十二當爰とある。此の文の意味は十分詳ではないが、十二銖の重さある小貨幣五個に相當する貨幣といふことで、其の小貨幣は上に述べた梁半銖布若しくは之に類似した貨幣を指すらしい。又圓足布を觀ると、離石布・藺布・衡陽布にはそれ／＼大小二種がある。離石布・藺布には其の相違を示す文が無いけれども、衡陽布にはその大なるもの、裏面に兩と記し、小なるもの、裏面に十二朱〔銖〕と記してある。尙ほ米布には裏面に兩字あるもののみ傳はり、安陽布・陽人邑布等には裏面に十二朱の字あるのみ傳つて居るが、此等の布にも本と一兩と十二朱との二種が存在したのであらう。以上述べた如く、刀及び尖足布・方足布の大部分は一品毎に唯だ一種の大きさを持つのであるが、尖足布方足布の中には間々一品で大小數種あるものもある。而して其の大小の區別を特に錢面に文字を以て現はすことは、戰國時代に繁榮した安邑・大梁の如き都會の貨幣、並に布類の中最後に現はれ、主として戰國末期に流通したと考へられる圓足布に於て、之を見ることが出来る。蓋し大小數種の貨幣を並び行ふことは、戰國時代に發達したもので、其の相當發達した後に於て、子母相權の如き理論を唱へるものも現はれ出でたであらう。従つて、子母相權の理論を骨子とする周の景玉、楚の莊王の物語、並に逸周書大匡解の記事の如きは、戰國中期以後に作られたものと見て、恐らくは大過あるまい。